

## <資料紹介>

# 広島市復興青年運動史料 占領期における広島市青年連合会・地域青年団の活動に関する文書を中心として

伊藤 公一（広島市公文書館 歴史資料専門員）

### はじめに

広島市復興青年運動史料は、平成元（1989）年、勝丸博行氏から寄贈を受けた、広島市青年連合会（以下では適宜、市青連と略記する）の運営に関する文書を中心とする資料群である。昭和20年代前半の広島市青年連合会の事務局は広島市の社会教育課に置かれており、勝丸氏はその担当職員だった。勝丸氏の著書『若い軌跡 広島市復興青年運動史』（私家版、昭和39年）は、広島市復興青年運動史料を元に執筆されている。

寄贈後、当館では勝丸氏による整理・分類を参照し、『広島市復興青年運動史料目録』（広島市公文書館、平成2年）を刊行した。この冊子目録は、234点の資料名を記載した「簿冊名の部」と、簿冊のうち36点の件名を掲載した「件名の部」からなる。ここでいう件名とは、簿冊などに編綴された個々の文書の名称である。

広島市復興青年運動史料は、当館による目録刊行以前から、「勝丸博行氏蔵」文書、「市青連関係資料」あるいは「勝丸資料」などと呼ばれ、『広島新史』や『広島県史』の編さん時に参照・引用されてきた。

令和4（2022）年、当館では、広島市復興青年運動史料227点の目録情報をデジタルアーカイブ・システムで公開した。公開した目録情報は、『広島市復興青年運動史料目録』をベースとして作成したが、原資料の表紙などを再確認の上、簿冊名・年代情報等を整理・訂正している。

『広島市復興青年運動史料目録』の資料点数234点のうち、デジタルアーカイブ・システムに登録するにあたり、図書2点、ポスター7点（広島市復興青年運動資料212～220）を刊行物等として登録した。また、『目録』に掲載されていなかった新聞切抜帳1点、ポスター等の断簡を各1点として新たに登録した。広島市青年連合会の会務に関する文書の作成年代は、おおむね昭和20年代である。

また、デジタルアーカイブ・システムには『目録』の「件名の部」の情報も登録した。件名については、簿冊情報とは異なり、「件名の部」の記述をそのまま転記するにとどめており、原則として修正などは行っていない。

本稿では、広島市青年連合会や、会に所属する青年団の活動に関する文書を中心に紹介する。

文書等の引用にあたっては、適宜句読点を補い、異体字などを常用漢字に改めている場合がある。また、本文中で人名に言及する際には、敬称は省略した。

## 1 広島市青年連合会の結成

広島市青年連合会は、昭和21年に結成された団体であり、広島市内の学区など小地域ごとに結成された青年団が構成組織となっていた。

青年団は明治期以降、各市町村内で結成された団体である。大字などの小地域単位、次いで町村・市郡単位の青年団が結成され、20歳から25歳程度を上限とする青年（男性）によって構成された。団員の補習教育や、戦時における銃後活動を行ったほか、地域によっては神社の祭礼の担い手となる場合もあった。

昭和20（1945）年6月の戦時教育令に基づき学徒隊が編成されるに至り、全国団体である大日本青少年団は解散し、町村・部落規模の青年団の解散も相次いだ。しかし、同年8月に終戦を迎え、同年10月には戦時教育令も廃止された。その後、戦後の市町村内では、数年の間に青年団体が新たに結成された。

以下ではこの時期の青年団体を適宜、地域青年団または青年団と記載する。

(1)「青年団体調査綴」広島市復興青年運動史料 050

戦前期の青年団体は男性の青年団、女性の処女会に別れていたが、戦後の地域青年団は団員に女性を含むことが少なくなく、団員の年齢層も相対的に多様だった。昭和 22 年 8 月以降に広島市内の地域青年団 17 団体が記入した団体調査の個票によれば、団員に女性を含むのは 13 団体、最年長の団員が 30 歳またはそれ以上であると明記していたのは 8 団体だった（「青年団体調査綴」広島市復興青年運動史料 050。表 1 参照）。地域青年団は団員に女性を含む場合も多く、25 歳以上の年齢層も団員とすることが多かったようである。

写真 1 団体調査の個票。写真は京橋町青壮年連盟のもの（「青年団体調査綴」広島市復興青年運動史料 050）

戦後の青年団の全国組織である日本青年団協議会の結成は昭和 26（1951）年 5 月だが、これに先立ち、地域青年団同士の連絡や、行政とのやりとり、行事のとりまとめなどを行う郡・市単位の団体も結成されていった。広島市青年連合会もこうした団体の一つである。

広島市の吏員（職員）だった瀧谷寛一は、地域青年団の結成が相次いだ昭和 21 年ごろの状況を、以下のように回想している。

(2) 瀧谷寛一「広島市青年連合会結成の思ひ出」『広島市青年連合会ニュース No.2』（広島市復興青年運動史料 206、昭和 24 年 11 月 1 日カ）

終戦の年の翌年即ち昭和二十一年の春であつたと思います。当時私は市の学務課に勤めて青少年と疎開学童のお世話をさせて頂いて居りました。二十一年の春と申しますと終戦の混乱は其の極に達して居り思想的にも経済的にも道義も何も彼も全く無秩序でどこから手をつけて良いか分らなかつた頃です。その混乱、無秩序の中から先づ一番最初に立上つたのが青年でした。当初市内の比治山、宇品、己斐、仁保、向洋、尾長、草津等焼残つた地区に青年連盟の誕生を見て居たと思います。

過去の青少年団から脱皮して新感覚と要請によつて生れたものですが直接の発生原因は町の秩序の維持と云う事であつたと思います。と云いますのは、当地は治安がひどく混乱して居りまして町の人は安

表1 地域青年団員の男女別構成・年齢・事業（昭和22年8月以降）

団体名称	所在地	団員数 (単位：人)		団員の年齢 (単位：歳)		事業	
		男	女	最年少	最年長	定期的	臨時的
上天満北町青年団	上天満北町	20	0	20	28		臨時的其時節ニ応ジ行フ
打越青年連盟	打越町	36	10	18	26	夜警・道路修理	
中広北町青年同志会	中広北町	19	—	19	24	ナシ	夜警、町内労力奉仕、其他
青年交和会	仁保町小磯町	14	1	18	28	週一回ノ会合	ハイキング、映画鑑賞
段原大畑青年同志会	段原大畑町	14	10	—	—		
堀越青年同志会	仁保町堀越	28	7	17	24	年中行事、毎月一回集会	演芸、衛生事業、講演等
似島青年会	似島町	110	109	14	30	—	—
日宇那青年連盟	仁保町日宇那	55	24	17	27	毎月一回盟員集合 8月盆踊・11月13日秋季祭礼	
三菱町内青年連盟	南観音町昭和新聞	58	35	17	30	年末、年始ノ夜警及夏季夜警、秋季運動会、春祭、秋祭、盆おどり、子供散髪〔原文ママ〕	
広島市二葉ノ里青年連盟	二葉ノ里	52	27	15	30	青年文化講座	町民大会
楠木四丁目青年連盟	楠木町四丁目	35	14	15	30	町内ノ清ソウ	—
牛田青年連盟	牛田町	293	177	17	30	×	○
若草青年連盟	若草町	18	11	16	30	—	—
京橋町青壮年連盟	京橋町	30	0	20	40	隔月町内掃除、文化発産〔原文ママ〕	夜警
新庚午青年団	庚午南町	33	27	15	〔26カ〕	運動会、園芸大会、盆踊	卓球、演芸、野球
〔矢賀青年連盟〕	矢賀町	57	0	18	28	総会一本会最高決議機関ニシテ六ヶ月ニ一回 部長会議一毎週土曜日之ヲ開ク	臨時総会一會長ノ必要ト認ムルトキ之ヲ開ク
舟入仲町西部青年団	舟入仲町	20	12	15	30		町内清掃作業、慰安会

出典) 「青年団体調査綴」(広島市復興青年運動史料 050)

注) 記入漏れや判読不能箇所は可能な限り〔 〕を付して補った。事業欄は基本的に個票をそのまま引き写したが、当て字や誤字とみられる箇所には〔 〕による注記を加えた。

心して眠ることも出来ず、夜間の外出等は到底一人では出来ない状態でありましたので、何とか青年の力で秩序を回復し町を明るくしたいと云う真に郷土を思う青年の純情と熱意からであつたわけです。斯様なわけで方々に青年連盟の結成を見ましたがその間に何等の連絡もなく又運営の方法も思い思いであり新しい民主団体として発展して行く為にはお互の連絡と意見の交換の必要が痛感されて参りましたので、確か二十一年の二月頃であつたと思ひますが、第一回の青年連盟の協議会を比治山小学校で開きました。

瀧谷によれば、その後、「市内殆どどの学区に青年連盟が出来」、幾度かの連絡協議会開催の後、昭和21(1946)年5月5日、比治山小学校講堂で広島市青年連合会の結成に至つたという。

瀧谷は単に「青年連盟」と述べているが、この時期に設置された地域青年団は、「青崎学区青年同志会」・「白島青年連盟」・「比治山連合青年団」・「古江青年会」などであり、その名称は多様である(『広島新史 歴史編』広島市、昭和59年、p.381)。

「広島市青年連合会結成の思ひ出」は、地域青年団結成の背景には治安の混乱があるとし、「青年の力で秩序を回復」することを目指すものだったとしている。

治安の回復に関する地域青年団の活動について、復興青年運動史料からは夜警に関する情報を得ることができるとする。

## 2 広島市の治安と青年団員による夜警

広島市では「戦災直後頃より既に辻強盗等が出没して市民を脅かす有様」であり、昭和 20 (1945) 年 8 月下旬に「広島市特設自警団」が組織され、さらに翌年 1 月には広島県下の市町村で防犯組合が結成された(『新編広島県警察史』広島県警察連絡協議会、昭和 29 年、pp.910-912)。他方で、昭和 21 年 8 月には「極度にひっ迫した食糧事情」を背景として窃盗犯に対する私刑も発生したという(『広島新史 社会編』、広島市、昭和 50 年、p.306)。

広島県内における刑事事件の発生件数は、昭和 17 (1942) 年 28,612 件、昭和 18 (1943) 年 25,003 件、昭和 19 (1944) 年 27,772 件であり、この時期の検挙件数は発生件数の 8 割程度を維持していた。これに対し、昭和 21 (1946) 年の刑事事件の発生件数 30,194 件に対し検挙件数は 14,190 件、22 (1947) 年の発生件数 32,182 件に対する検挙件数は 14,202 件であり、昭和 17 年から 19 年に比べて発生件数は増加し、これに対する検挙件数は 5 割以下に低下していた(『刑事警察統計書』昭和 21 年度版〔国家地方警察本部刑事部犯罪統計課、1948 年、pp.12-13、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/ja/>〕および『刑事警察統計書』昭和 22 年度版〔発行年不明、pp.7-8、国立国会図書館デジタルコレクション〕による)。

幟町学区新青年同盟の規程は、同盟の活動の 1 つとして防犯を位置づけている。

### (1) 「幟町学区新青年同盟規程」(「青年団体調査綴」広島市復興青年運動史料 050、昭和 21 年)

写 幟町学区新青年同盟規程

#### 第一章 名称及目的

第一条 本同盟ハ広島市幟町学区新青年同盟ト称シ事務所ヲ委員長宅ニ置ク。

第二条 本同盟ハ広島市ノ復興ト発展ニ協スル共ニ同盟員相互ノ親睦体位向上ヲ促進シ市地区ニ於ケル文化的水準ノ発達ニ寄与スルヲ以テ目的トス。

#### 第二章 構成

第三条 本同盟ハ幟町学区内ニ於ケル満二十才ヨリ満三十才マデノ青年男女ヲ同盟員トシ満十五才ヨリ満十九才マデヲ準同盟員トス。

#### 第三章 役員

第四条 本同盟ニ左記役員ヲ置ク。

委員長 一名 副委員長 二名 幹事 若干名

各部主任 若干名

〔中略〕

第十条 主任各部ノ執行事務左ノ如シ。

一、文化部 文化部主任ハ文化部面全般ノ諸問題ヲ指導育成ス。

一、政経部 政治部主任同盟員相互ノ民主的生活ノ政治部面ニ於ケル知識ノ啓蒙及同盟ノ経費ヲ編成ス。

一、社会部 社会部主任ハ各種社会問題ヲ研究シ民主ノ安定ヲ画立スル。

一、体育部 体育部主任ハ各種運動競技ヲ奨励シ健全ナル体育ノ増進ヲ計ル。

一、防犯部 防犯部主任ハ各種犯罪ノ防止対策ヲ樹立実践ス。

一、婦人部 婦人部主任ハ殊ニ婦人ニ関スル諸問題ヲ解決シ社会面ニ於ケル婦人ノ質的向上ヲ計ル。

一、庶務部 庶務部主任ハ本同盟員ノ人事移動ヲ処理シ内外部トノ連絡ヲ計リ同盟機関誌ヲ発行ス。

〔中略〕

第六〔七の誤記カ〕章 附記

第十六条 本同盟規程ハ昭和二十一年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス。

この「幟町学区新青年同盟規程」は、防犯部を設置し、「防犯部主任ハ各種犯罪ノ防止対策ヲ樹立実践」することを定めていた。

昭和 22 年 8 月以降に広島市内の地域青年団 17 団体が記入した団体調査の個票（前掲表 1 参照）によれば、「定期的」・「臨時的」な事業として「夜警」を挙げているのは、打越青年連盟・中広北町青年同志会・三菱町内青年連盟・京橋町青壮年連盟の 4 団体のみである（前掲「青年団体調査綴」広島市復興青年運動資料 050）。しかし、事業として「夜警」を挙げていない牛田青年連盟は、自団体の施設として「夜警詰所」を挙げている。また、打越青年連盟は、「打越防犯組合ノ設立ニヨリソノ青年部トシテ活動」していると申告していた（同上「青年団体調査綴」）。

次に夜警が具体的にどのような活動であったかを知ることができる資料として、大須賀町青年連盟団長が提出した「夜警用木炭特配申請書」の全文を取り上げる。

(2) 「特配申請書綴」（広島市復興青年運動史料 117、昭和 21 年）

夜警用木炭特配申請書

大須賀町々内会夜警団代表

大須賀町青年連盟団長 小林 久（印）

夜警詰所大須賀町二五二番地

- 一、夜警区域 大須賀町々内会全区域ヲ警備ス
- 一、人員（延数） 五拾名（大須賀町青年団員）
- 一、期間 自昭和二十一年十二月一日 至昭和二十二年参月三十一日
- 一、組織概略
  - 一、夜警時間 自午後十時 至午前五時
  - 一、人員 毎夜七名以上ヲ出動シ三名ハ巡視シ一名ハ詰所前ニ立哨シ  
三名ハ待機ノ姿勢ニテ休ミ（詰所内）事故アル場合ニハ警察  
当局ト連絡シ防火盗難防止ニ万全ヲ期ス

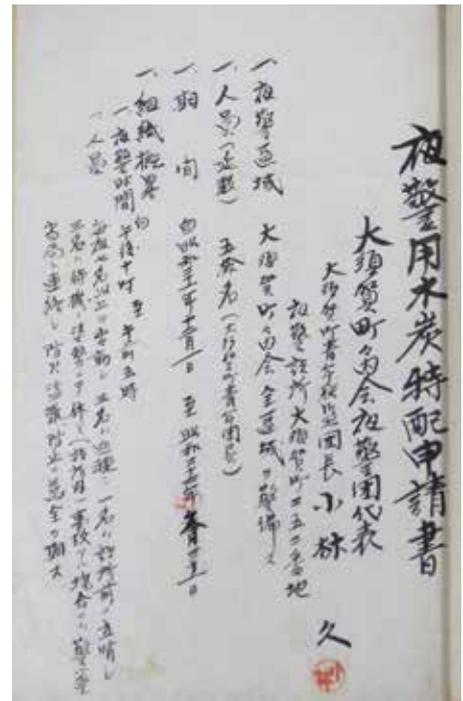


写真 2 「特配申請書綴」（広島市復興青年運動史料 117、昭和 21 年）

この文書は、青年団員 50 名のうち 7 名以上が毎晩夜警に当たることとして、これに必要な木炭の特配を申請したものである。大須賀町の夜警は、火災と盗難を防止することを目的とし、巡回は出動している 7 名のうち 3 名が行うこととしていた。また、「事故」に際しては、警察との連絡を行い対応するとしていた。

この大須賀町の例では、夜警の主体は大須賀町町内会夜警団である。大須賀町青年連盟団長が夜警団の代表者ではあるが、夜警を事業として行うのはあくまで夜警団となる。他の地域の「夜警用木炭特配申請書」にも、地域青年団と夜警団とを別団体としている例が散見される。また、台屋町町内会の「夜警用木炭特配申請書」は、夜警の実施は町内会の夜警団が行うが、夜警団は「青年団員十八名ヲ以テ組織」と明記している。

これらのことから、地域青年団の会則・規程・規約や、団体調査への回答において夜警が言及されていなく

でも、地域青年団あるいはその団員たちが夜警の担い手となることが少なくなかったことがわかる。

大須賀町青年連盟の申請書には、巡視の頻度は記されていない。これについては東観音町二丁目東西南北中区町内会の夜警団代表者による「夜警用木炭特配申請書」に次のような具体的な記載がある。

区域広キタメ四ヶ所ニ詰所ヲ置キ各詰所ニ長以下十五名ヅ、勤務シ一時間毎二三名ヅ、各区域内ヲ巡回ス

この文書は、4カ所に夜警のための詰所を置き、1時間ごとに各詰所から3名ずつが巡回するとしており、厳重な警備を行おうとしていたと考えられる。

こうした夜警のような治安の回復・維持に関わる活動に青年団員が従事するのは、終戦後間もない時期に限られるものではない。広島県下の事例としては、大正7（1918）年の米騒動の際、村役場などから在郷軍人会・消防団・青年団に対し、騒動への参加を戒めるとともに警備の補助を要請したことが知られている。もっとも、米騒動時には、警備への協力が得られない例や、警備への協力を要請された人々が騒動に参加する例も少なくなかったという（『広島県史』近代2、広島県、昭和56年、pp.407-408）。

戦前期の広島市周辺の青年団による夜警の事例を示す文書としては、当館では草津町青年団第二支部「夜警日誌」（草津南町総代資料C1993-1191、昭和3年）を所蔵している。この文書からは、昭和3年11月1日から11月30日までの間、1日当たり4、5名が夜警に従事していたこと、2時間ごとに町内を巡回し、巡回時間ごとに「事故なし」などと記録していたことがわかる。「夜警日誌」冒頭には「廿日市警察署左記ノ心得通達」（発信・受信者、年月日等記載なし）が綴じられており、「警戒員ハ警察官及幹部ノ指揮ニ従ヒ単独行動ヲ執ラザルコト」、「勤務中挙動不審者ヲ発見シタル場合ニ於テ血氣ニ駆ラレ暴挙ニ出ヅルコトナク速ニ警察官吏ニ引渡スコト」などを求めている。

戦前から戦後占領期においては、青年団員が治安維持に関する活動に従事する、あるいはこうした活動への従事を期待されることは珍しくはなかった。だが、「廿日市警察署左記ノ心得通達」や、戦後の広島市における窃盗犯への私刑の事例にもみられるように、地域住民による自警活動は、「暴挙」のリスクをとともなうものでもあった。とはいえ、刑事事件が頻発し検挙率も低下する中で、青年団員らの地域住民による組織的な夜警は「秩序を回復し町を明るく」する上で必要な活動であったといえよう（なお、近代日本における地域住民の治安回復活動への貢献、および「暴挙」への危惧については、藤野裕子『民衆暴力』〔中公新書、2020年〕参照）。

### 3 本村青年団との提携と木炭配給

地域青年団が地域内で夜警に従事したことに対し、広島市青年連合会では、前述の「特配申請書」の受付・取りまとめを行っていた。また、木炭に関しては産地との交渉を行っていたこともわかる。以下に市青連の活動内容を示す、昭和23年の文書の全文を挙げる。なお同内容の文書は、「〔発翰綴〕」（広島市復興青年運動史料004）にも編綴されている。

(1)「夜警用燃料特配に就いて」昭和23年2月25日付（広島市復興青年運動史料125）

市青発第二号

昭和二十三年二月二十五日

広島市青年連合会  
事務局

夜警用燃料特配に就いて

夜警を継続せられる貴団体の御活躍御苦勞様に存じます。先般調査致しました夜警状況調査に基き事

務局より燃料特配申請の結果、薪、練炭、炭団の特配を受けることになりましたので購入券を同封致しますから横川駅前燃料配給組合支部にて所定量御受取り下さい。

御要求量には満たぬ事と思ひますが現下の燃料事情お含みの上、御寛容願ふと共に一段の御奮斗を祈ります（薪、練炭、炭団購入券参枚同封）

◎ 尚、木炭壹俵宛各団体に御渡し致します。少量ですが貴団体に於て催される会合等に御利用下さい（木炭引換券同封）

写〔原文は○に写〕

拝啓貴会愈々御発展の事と拝察致します。先般貴会より木炭の不足に非常に困つて居られる御書面に接し当団として洵に御気毒な事と団員協議の結果、早速トラックを借切つて正月に間に合ふ様送らうといふ事に決定、次の如く県農横川倉庫へ入庫しました。

十二月二十六日です。 計壹百参拾俵

此の木炭は県農横川倉庫より貴会へ渡ることゝ存じます。

当日市役所の貴会へ行きたかったのですが時間がなく燃料配給所の福田さんにお会ひしてよく話して置きました。今後も送りたいとは思ひますが広島へ直送する事はむづかしい状態ですから取りにお出で下さったら何んとかなると思ひます。都市と農村の青年は手に手を取り合つて行きませう。先は御知らせ迄。

十二月廿九日

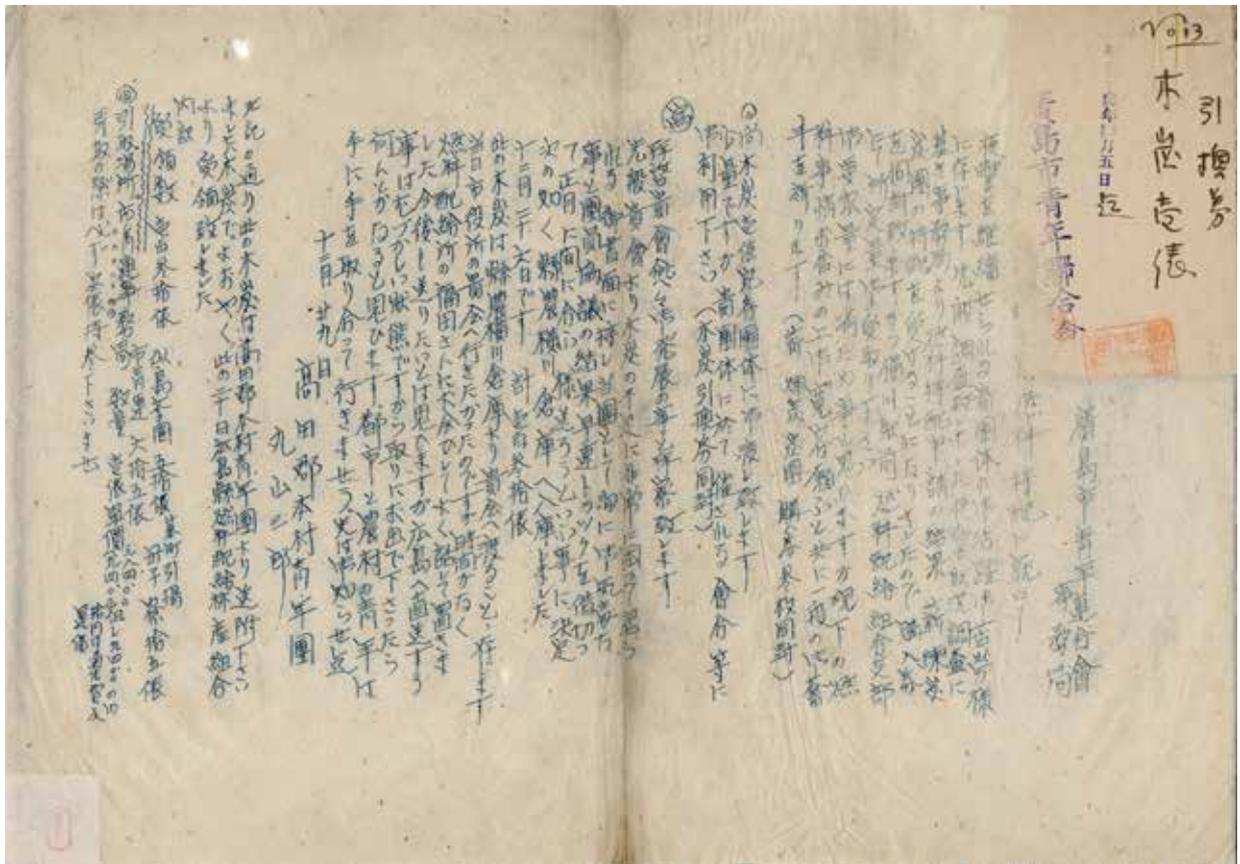


写真3 「夜警用燃料特配に就いて」（広島市復興青年運動史料125）。右上には木炭1俵の引換券のサンプルと見られる文書が添付されている。

高田郡本村青年団

丸山三郎

左記の通り此の木炭は高田郡本村青年団より送附下さいました木炭でよ<sup>ママ</sup>おやく此の二十日広島県燃料配給林産組合より受領致しました。

内訳

受領数 壹百参拾俵 似島学園 五拾俵 基町引揚母子寮 拾五俵

市青連 六拾五俵

◎引取場所 市青連事務局 数量 壹俵単価 元八四.〇〇（九四.〇〇） 但し九四.〇〇の内拾円は通信費及運賃

引取の際は必ず空俵持参下さいませ。

文中の高田郡本村は昭和 31 年まで存在した村であり、現在の安芸高田市美土里町本郷の一部である。昭和 9 年時点での本村村内の私有地の 9 割程度は山林であり、農業を主要産業としつつも、林産物の生産額も少なくなかった（『市町村資力調査（昭和 9 年分）』（広島県、昭和 11 年、p.26、国立国会図書館デジタルコレクション）。

広島県燃料配給林産組合は、広島県燃料配給統制組合の後身であり、林業会法に基づき改称したものと考えられる（『官報』〔昭和 21 年 10 月 10 日、国立国会図書館デジタルコレクション〕、広島県企画室編『広島県政に関する実相報告書』〔瀬戸内海文庫、昭和 23 年、p.270、国立国会図書館デジタルコレクション〕、「全国燃料協会の沿革」一般社団法人全国燃料協会 Web ページ〔<http://www.zen-nen.or.jp/history.html>、令和 6 年 2 月 27 日アクセス〕参照。「県農」は、広島県農業会のことであるとみられる。広島県農業会は、昭和 19 年、農会・産業組合などの解散にともない成立した農業団体である。

続いて、市青連が本村青年団に送付した礼状の控えの全文を挙げる。

## (2) 「本村青年団宛礼状」昭和 23 年 4 月 7 日付（「〔発翰綴〕」広島市復興青年運動史料 004）

本村青年団宛礼状

謹啓

陽春の候貴団体益々御繁栄の段大慶に存じます。

昨年末広島市内に於ける生活物資配給ルートが混乱に陥り市民生活が極度に逼迫致しました時、我々広島市青年連合会は生活必需物資配給ルート確立による明るい市民生活を目的として広島市生活物資配給委員会設立運動を展開すると同時に最も窮乏してゐた木炭の出荷の御依頼を各郡青年団体に懇請致しました<sup>ところ</sup>処各方面より寛大なる御同情と御声援を戴き深く感謝致して居ります。

御送り戴きました木炭は手続<sup>そ</sup>其の他の関係で二月二十日入手直ちに戦災孤児院、母子寮に半数、残りを各单位団体の夜警用として配分し、御厚情に連盟員一同深く感激、更に一層の奮斗を誓ひ合つた次第であります。

我々都市青年は、郡青年諸兄と固く提携し、相互に協力し農村に必要な物資を安価に且多量に御送りし農村生活安定の一助に資せんと決意し頑張つて居りますから今后共宜敷く御声援、御協力の程を切望して止みません。

生活物資配給委員会設立運動、全国青年協議会参加、第五回国民体育大会広島市誘致等多忙に名を藉り御礼の遅れました事は誠に申し訳なく慙愧に甚（ママ）へない次第でありますが何卒御寛容下さらん事を懇願致します。

簡略乍ら書面を以て御礼に代へさせて戴きます。

団員御一同様の御奮闘を祈つて止みません。

敬具

四月七日

広島市青年連合会  
委員長 松本春美

本村青年団  
御一同様

以上の2点の文書からは、広島市青年連合会が夜警状況調査に基づいて木炭の配給を申請したこと、高田郡本村青年団との直接交渉を行ったこと、本村青年団による横川への輸送を受けて、購入券を各青年団等に送付したことなどがわかる。

本村青年団の文書に「当日市役所の貴会へ行きなかった」とあるが、これは当時、広島市青年連合会の事務局が広島市役所社会教育課内に置かれていたことによる。

これら文書からは広島市青年連合会の配給に関する活動が、会や参加団体の活動に関わる物資に限られたものではないことも読み取れる。この時、本村から輸送された木炭は、旧植民地などからの引揚者を受け入れた母子寮や、戦災孤児を受け入れた似島学園にも割り当てられていた。

市青連と引揚者や似島学園とのかかわりは、この時限りのものではない。似島学園についてはスポーツを通じたかかわりがあったことを後述するので、ここでは引揚者についてのみ付言しておきたい。

市青連の活動の中には、昭和23年6月7日の「在外同胞帰還促進委員会開催」など、復員・引揚に関するものが散見される(『広島新史 歴史編』広島市、昭和59年、pp.383-384)。また、「引揚並雑件綴」(昭和23年度、広島市復興青年運動史料127)には、舞鶴や佐世保に上陸して広島駅まで帰還した引揚者の出迎えを依頼する、広島市在外同胞帰還促進連盟の文書が多数綴じられている。

終戦後には在外の軍人・軍属や一般日本人がおおよそ660万人いたといわれ、その復員・引揚は大きな課題となっていた。昭和23年度の復員・引揚者は約30万人であり、復員・引揚者の多くは舞鶴、函館、佐世保に上陸した(「局別月別引揚者収容数調」『引揚援護の記録』(復刻版、クレス出版、2000年、pp.86-87。原本は引揚援護庁、昭和25年)。

広島市在外同胞帰還促進連盟は、その名のとおり、海外にあって復員・引揚を果たしていない人々の日本への帰還の促進を目的とする団体である。昭和21(1946)年に結成され、広島市役所社会課内に置かれていた(『広島新史 行政編』pp.455-456 および「引揚援護愛の運動広島市協議会加盟団体表」〔広島市青年連合会「引揚並雑件綴」昭和23年度、広島市復興青年運動史料127〕)。

#### 4 スポーツと体位向上

広島市青年連合会は、自らスポーツ大会を開催し、あるいは大きなスポーツ大会への選手の派遣に必要な資金の確保にも努めていた。

広島市青年連合会は、昭和22年に継走大会、運動会等を企画するなど、比較的早い段階からスポーツに関する取り組みを始めていた(「[発翰綴]」広島市復興青年運動史料001)。スポーツ関連の活動に関する文書や主催した大会の記録を中心に編綴した簿冊は、昭和22年から昭和20年代半ばごろまでのものが残されている(広島市復興青年運動史料098～116)。

ここでは一例として、昭和25(1950)年7月の「第三回市青連軟式野球大会報告」を紹介する。この文書からは同大会の概要を知ることができるとともに、先に言及した似島学園と市青連との関係の一端もうかがい知ることができる。

この文書によれば、7 月 7 日に 17 団体を東部地区と西部地区に分けてトーナメントを行うことが決定した。トーナメント表には以下の 17 チームが記載されている。

(1)「第三回市青連軟式野球大会報告」(「[第三回市青連軟式野球大会報告外綴]」昭和 25 年、広島市復興青年運動史料 116)

東部地区 似島、仁保、丹那、松原、白島、大河、猿猴橋、西蟹屋、皆実

西部地区 千田 B、舟入、南千、千田一、大手六、古江、江波、千田 A

チーム名が略記されているため、チームが何を基準として編成されているのかわかりづらいが、例えば「大河」は、「報告」の他の箇所では「大河青年」とも略記されており、大河青年連盟のことを指すと考えられる。このことから、各チームはおおむね地域青年団ごとに組織されたものと考えてよいだろう。したがって、「千田一」は千田町一丁目青年会、「南千」は南千田町の南千青年会の略称であると考えられる。ただし、「大手六」(大手町六丁目か)、「千田 A」、「千田 B」などは、該当する地域青年団が確認できず、特定の地域青年団を母体とするチームなのか、この大会のために編成されたチームなのか確認できない。

7 月 9 日から予選が行われ、「大河青年」、「仁保青年」、「江波青年」、「舟入青年」が「東西両地区第一位及び二位」に勝ち残った。以上の 4 チームのほか、「昨年度決勝戦に優勝せるチーム」である「天満青年」を加えて、23 日には「旧文理大グラウンドに於いて決勝戦を決行」した。「旧文理大」とは、広島大学の前身の一つである広島文理科大学である。決勝に残ったのは「江波青年」、「大河青年」であり、8 対 1 で「江波青年」が勝利した。

ところで、東部地区の予選の日程・場所と試合結果は以下のように記録されている。

#### 東部予選成績

七月九日 大河小学校グラウンド 猿猴橋青年 8 = 0 西蟹屋青年

七月十日 " 雨天の為日時予定変更 大河青年 1 = 0 白島青年

七月十一日 大河小学校グラウンド 松原青年 6A = 1 丹那青年

七月十二日 皆実小学校グラウンド 猿猴橋青年 2 = 1 皆実青年

七月十六日 似島戦災孤児学園に慰問方々グラウンドを似島学園グラウンドに移す。

学園グラウンド 仁保青年 13 = 4 似島青年

" 大河青年 9A = 0 猿猴橋青年

" 仁保青年 10 = 4 松原青年

優勝戦 " 大河青年 4A = 0 仁保青年

予選は大河小学校・皆実小学校のグラウンドで行われたが、7 月 16 日には「似島戦災孤児学園に慰問方々グラウンドを似島学園グラウンドに移」したと記録している。

前に見たように、広島市青年連合会は昭和 23 年には引揚母子寮や似島学園への木炭の配給に関与していた。野球大会の予選会開催時に、似島学園のグラウンドで試合を行ったことは、昭和 25 年に至っても、市青連が娯楽の提供を通して、戦災孤児とのかかわりを持ち続けようとしていたことを示しているといえるだろう。

大会開催の記録については、本「報告」のほかに、開催要項等の関連書類を綴じた「第二回駅伝大会書類」(広島市復興青年運動史料 094、昭和 22 年)、「[第三回市内一周駅伝大会関係綴]」(同 098、昭和 23 年)、「第四回広島県下青年スポーツ大会」(同 106、昭和 24 年)、「第五回広島市内一周継走大会」(同 101、昭和 25 年)などがある。

市青連がスポーツ関連のイベントを行う際には、資金集めなどのためにイベントの開催や参加の趣旨を説明

する文書が作成された。こうした文書の中でしばしば言及されたのが、「体位の向上」である。次に挙げる文書はその一例である。

(2) 広島市青年連合会・仁保青年連盟「第三回国民体育大会選手派遣奉賀帳」(昭和 23 年、広島市復興青年運動史料 110)

趣旨

敗戦後の暗い世相の中に明るく輝いて居るものにスポーツ界があります。我々は「健全なる精神は健全なる体力に宿る」の感を深くすると同時に明るい日本再建の為に先づ国民体位の向上を図らねばならない事を痛感致すものであります。

そして今茲に第三回国民体育大会を迎へ我広島市青年連合会は傘下たる仁保青年連盟蹴球チームを中国地区一般之部代表として派遣する事になりました。同チームは昨年と準決勝迄進出大いに広島市青年の威名を轟かし且又全国多数代表の中、唯一の青年団体代表である事は周知の事実であります。我々としては広島市のみならず全国青年の奮起を促す意味に於て同チーム派遣に全面的なる応援を致す所存であります。

各位におかれても右の事情を御賢察の上、同チーム派遣に絶大なる御支援、御協力賜はり度く御願ひに及ぶ次第です。

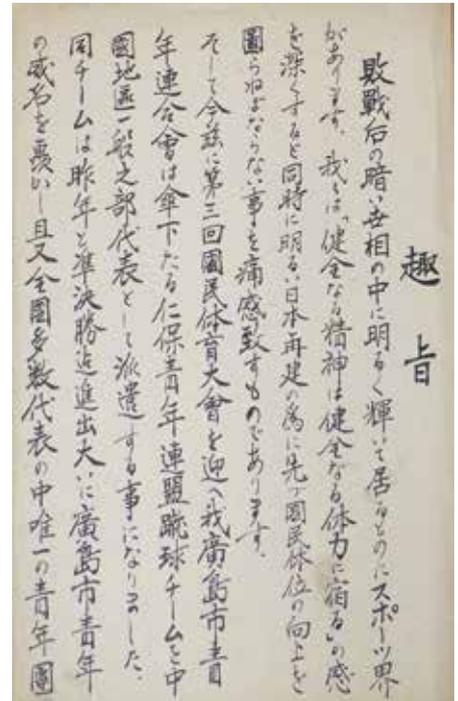


写真4 「第三回国民体育大会選手派遣奉賀帳」冒頭部分(昭和23年、広島市復興青年運動史料110)

この文書は、「明るい日本再建」を達成するためには「国民体位の向上」を図ることが要件になるとしてスポーツの必要性を説き、「全国青年の奮起」につなげるために仁保青年連盟蹴球チームを応援したいとして資金的な援助を求めている。この文書の次に綴じられている文書には、寄付者として浜井信三・芸備銀行・中国配電株式会社等が記載されている。

「体位の向上」に言及した文書としては、本「奉賀帳」のほかに、例えば、「東口杯争奪青年団対抗陸上競技大会選手派遣奉賀帳」(広島市復興青年運動資料111、昭和23年10月)、「〔第六回広島市内一周継走大会〕御協賛芳名録」(同102、昭和26年12月)などがある。

また、前掲の「幟町学区新青年同盟規程」第2条は、団体の目的として「広島市ノ復興ト発展ニ協力」し、「同盟員相互ノ親睦体位向上ヲ促進」することを挙げていた。

市青連や地域青年団がしきりに「体位の向上」または「体位向上」に言及するのは、行政の方針に沿ったものでもあつたらう。この時期、広島県と広島県青年連合会は、「新日本の建設は、その実践単位である郷土より出発するべき」であるとして、「郷土産業の開発と、郷土文化の振興と、郷土自治の民主化とを三大目標」とする広島県青年郷土復興運動についての要綱を定めた。この要綱は、「郷土文化の振興」のための施策の1つとして「レクリエーション運動に協力」することを掲げ、レクリエーション運動を通して「明朗な体育運動による体位の向上と快活な精神の育成をはか」としていた(『広島県青年郷土復興運動要綱』広島県・広島県青年連合会、昭和23年、広島市復興青年運動史料200)。

「体位の向上」あるいは「体位向上」については日中戦争下の昭和13年ごろから関心が高まり、新聞紙上でしばしば取り上げられるようになるとともに、「体位」を表題に含む書籍の刊行も増加した(神戸大学附属図書

館デジタルアーカイブ新聞記事文庫〔<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/np/>〕および国立国会図書館デジタルコレクション参照)。また、昭和 15 年の文部省訓令「学校給食奨励規程」は、「小学校児童ノ栄養ヲ改善シ体位ノ向上ヲ期スルハ〔中略〕喫緊ノ要務」としていた（文部省訓令第 18 号、『官報』昭和 15 年 4 月 30 日、国立国会図書館デジタルコレクション）。戦時・戦後において若年層の身長・体重の成長が抑制されたこととも相まって、体位向上は戦後においても引き続き課題であり続けたのである（日中戦争期以降の体位向上をめぐる言説と政策については、藤原辰史『給食の歴史』〔岩波新書、2018 年〕を参照。また、近現代日本における体位についての研究動向をまとめたものとして斎藤修「体位と経済発展」『経済セミナー』2012 年 8・9 月号〔のち、『経済史研究の新潮流』経済セミナー e-Book、No.29、日本評論社、2021 年に再掲〕を参照）。

## 5 成年式の実施と祝辞

最後に、昭和 23 年の成年式に関する文書を紹介する。

広島市教育委員会が最初の成年式（現在の「広島市二十歳を祝うつどい」）を開催したのは昭和 26 年 1 月 15 日のことだが（『広島市教育委員会三十年の歩み』広島市教育委員会、昭和 56 年、p.164）、これに先立ち、昭和 22 年には市青連と広島市との共催で成年祝賀式が開催され（『広島新史 社会編』広島市、昭和 60 年、p.125）、その後も毎年成年を祝う式典が行われた。

広島市復興青年運動資料には、翌 23 年の成年式に関する文書が残されている。

まず、昭和 23 年の広島市内における成年式の概要を知ることができる文書を紹介する。

### (1) 「成年式に就いて」昭和 23 年 4 月 28 日付（「〔発翰綴〕」広島市復興青年運動史料 004）

市青発第八号

昭和二十三年四月二十八日

広島市青年連合会事務局

各単位団体長殿

成年式に就いて

既報の通り成年式を市青連は五月八日午後三時半から児童文化会館で盛大に且有意義に<sup>かつ</sup>挙行、引続き祝賀行事として第二回芸能祭を開催致しますが五月三日の新憲法発布記念日に成年式を挙行せられる団体もあると思ひますので軍政部長よりの「メッセージ」其の他祝辞を同封致しますから左の実施要領案に基き挙行して下さい。

#### ◎成年式実施要領案

- 一、主催 各単位団体
- 二、後援 広島市 広島市青年連合会
- 三、行事

#### ①成年式

趣旨<sup>〔「1」脱カ〕</sup>＝その年既に青年となり又は成年となるべき者に対して市民<sup>こそ</sup>挙つて賀意を表すると共に彼等の公民としての自覚と新日本建設に対する青年の重大なる責務を喚起させる

2、招待者＝本年満二十才になり又はなる青年男女

3、会場＝適当な所

4、式次第＝軍政部長メッセージ。 県知事祝辞。

市長祝辞。来賓祝辞。答辞。（男女各壱名）

#### ②祝賀祭

体育会。芸能祭。弁論大会。音楽会。

備考 優良成年青年の表彰式は五月八日成年式と同時に行ひます。

- ◎ 尚市青連加入外の団体、或は町青年にも広く呼びかけ此の成年式並に祝賀祭に参加する様御協力下さい  
是非勧誘下さい 御願致します

この文書は各单位団体、すなわち地域青年団に対して、式次第の案などを示すとともに、「軍政部長よりの「メッセージ」 其の他祝辞」を添付していた。要綱案の式次第では、祝辞等の披露の順序は、「軍政部長メッセージ」、「県知事祝辞」、「市長祝辞」、「来賓祝辞」、「答辞」となっている。

軍政部長とは、広島県下の行政の監視などに当たった広島軍政部の T・M・クロワードである。

次に市青連主催の成年式におけるクロワードの祝辞を紹介する。

(2) 広島軍政部長 T・M・クロワード「成年式並に成年祭祝辞」(広島市復興青年運動史料 137)

成年式並に成年祭祝辞

日本新憲法施行一週年記念日を迎えた本日、本年二十才に達したる若人を公民として迎えることは余の欣快とする処である。

選挙権の獲得は諸君の義務を意味するものである。デモクラシーは普通人が彼自身の個人的問題のみならず彼の村、町、市、県、国に関連せる問題を解決する場合、彼の知識に誠実を必要とするものである。故にデモクラシーは諸君が個人として政治に参加し諸君が関連せる総ての問題を真剣に考慮したる後、聡明に選挙権を行使することを要求するものである。

デモクラシーは根本的に生活に対する設計であって均等の機会はその中に於て与えられ又個人の権利も国民の同意を通じ其の支配力を得る政府に依り其の中に於て保護せられるのである。諸君が少数者の利己的利益の為よりも、多数者の福祉の為に行動するか否かを注意することは諸君の義務である。

余は新らしく立派に成人せる諸君は、此の機会に於てデモクラシーの恩恵を伸張されんことを祝福するものである。多数者の権利を増進し保護する為、諸君が関心、熱、真摯なる努力を以て当れば必ず日本は民主的國家、世界国民の一員としての地位を取るに至るであらう。

一九四八年五月八日

広島軍政部長 ティー、エム、クロワード中佐

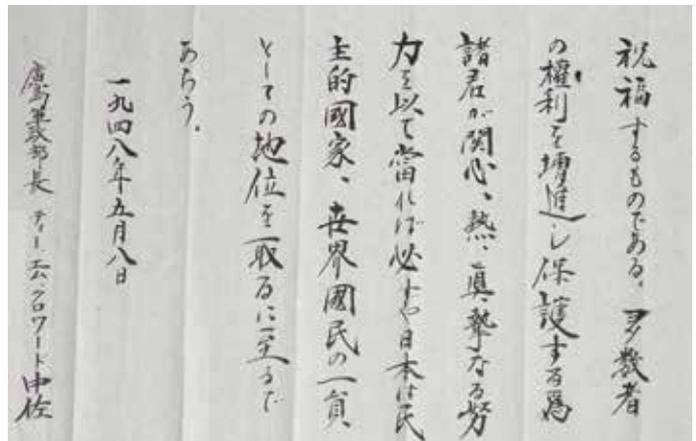


写真5 広島軍政部長「成年式並に成年祭祝辞」の一部(広島市復興青年運動史料 137)

5月8日付のこの祝辞の冒頭には「日本新憲法施行一週年記念日を迎えた本日」とあるが、日本国憲法施行は、正しくは前年の5月3日である。これは、5月3日に開催される成年式に合わせて作成された祝辞を、8日の祝辞として流用したことによるものだろう。前掲の「成年式に就いて」には、この祝辞とほぼ同文の祝辞が添付されているが、文末の日付は5月3日となっている。後で紹介する広島県知事祝辞にも、「新憲法実施一周年の輝かしい記念日」という文言が見られる。前掲「成年式に就いて」は、市青連は5月8日に成年式を行うが、「五月三日の新憲法発布記念日に成年式を挙行せられる団体もあると思ひます」として、前述のように祝辞の写しを添付していた。市青連は4月28日以前に祝辞の文面を受け取った後、広島軍政部や広島県との間で文面

を調整することなく、日付のみを修正して成年式で披露したのかもしれない。

クロワードの祝辞は、「諸君が少数者の利己的利益の為よりも、多数者の福祉の為に行動するか否かを注意することは諸君の義務」とし、「多数者の福祉」・「多数者の権利を増進」することを強調している。

次に、5 月 8 日の市青連主催の成年式における広島市長の式辞、広島県知事の祝辞も紹介する。

### (3) 広島市長浜井信三「式辞」（広島市復興青年運動史料 135）

#### 式辞

本日広島市青年連合会と共同主催のもとに本年式拾歳に達せられた青年諸氏の成年式を挙行致しますことは洵に慶祝に堪へない所であります。

惟<sup>おも</sup>うに我々国民は新憲法に於て完全なる基本的人権の保障を得て独立の人格として自由なる活動を認められたのでありますが 諸君は成年に達しられたことによつて新たに自然的にも亦法的にも種々の権利や能力が認められ諸君は今や完全なる社会人として洋々たるスタートを切られることになったのであります。

私は常に諸君の如き青年に強い期待を有し 新日本の再建は諸君の力に依存して達成されることを強く信じて居るものであります。

本年成年に達しられたる諸君が本日の此の機会に更に自覚を新たにして健全なる身体と高い教養とをもって先輩諸氏と共に 日本再建<sup>いな</sup>否本市復興の為に強靱なる実践力を示されることを期待するものであります。

嘗<sup>かつ</sup>て日本は元服式により<sup>あるい</sup>或は徴兵制により成年に達した者の前途を祝福する国民の情愛を捧げました。然ながら今日成年式を挙行して捧げるこの国民感情は祖国の興亡を諸君の双肩に負托して居る無限の信頼の表示でありましてその意義は洵に重大であります。

何卒諸君は芽出<sup>めでた</sup>度い首途に当り一層自重自愛の上、祖国再建の為に御精進されます様、念願して已みません。

一言<sup>ぶじ</sup>無辞を述べて式辞と致します。

昭和二十三年五月八日

広島市長 浜井信三

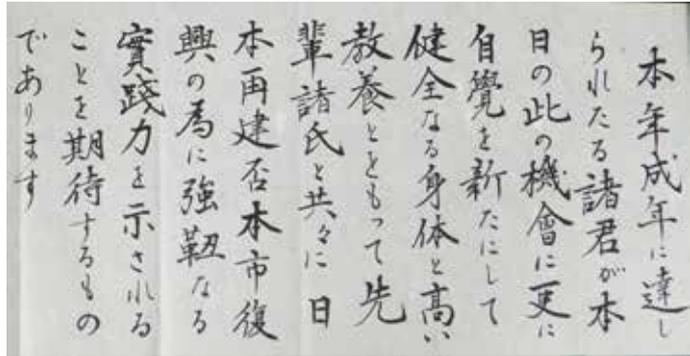


写真6 広島市長「式辞」の一部（広島市復興青年運動史料 135）

前掲の「成年式に就いて」の式次第の記載とは異なり、表題が「式辞」となっているのは、この成年式が広島市と市青連の共催であったためである。

### (4) 広島県知事楠瀬常猪「成年式並に成年祭祝辞」（広島市復興青年運動史料 134）

#### 成年式並に成年祭祝辞

新憲法実施一周年の輝かしい記念日を迎えここに成年祭を挙行せられるにあたりまして所懐の一端を申し述べ諸君の門出を御祝い申し上げます。

諸君はここに新たな種々の権利や能力を認められ成年として社会に洋々たる出発をなされたのであります。新日本建設はその実践単位である郷土より出発し、復興のさきがけをなすものは郷土愛に燃る諸

君のような青年であります。

この意味において青年こそは まさに日本再建の大任を果しうる時代のホープであるといえるのであります。

諸君は本日この機会に更に覚悟を新たにして身体を健全にし、豊かな教養を身につけ自主自立であると共に、高度の文化人として郷土産業の開発に或は郷土自治の民主化に一層精進されたいのであります。

私は諸君の御自愛を念願し満二十歳の成年に達せられたことを祝福すると共に、如上の理想と責任を自覚され将来必ずや世界的国民として完成されるであろうことを信じて疑わないのであります。

聊か蕪辞を述べて今日の成年式典と諸君への激励の辞といたします。

昭和二十三年五月八日

広島県知事楠瀬常猪

こうした式辞・祝辞に対し、成年の代表者は「広島市青年連合会代表」として、以下の「宣誓」で応じた。

(5) 広島市青年連合会代表「宣誓」(広島市復興青年運動史料 141)

宣誓

本日意義深キ成年式ヲ挙行サレルニ当リ一同二代リ一言以テ決意ヲ述ブ。

平和ノ暁鐘一度黎明ヲ告ゲ民主ノ旗翻トシテ奮ヘルト雖も作併(乍併の誤記カ)敗戦ノ実相ハ国土ノ荒廢、人心ノ擾乱ヲ現出シ其ノ滔々タル濁流ハ遂ニ秀麗ノ山河ヲモ呑マントス。

此処ニ於テ吾等弱冠、決然起ツテ美シキ友愛ト鞏固タル團結ノ下、愈々青年運動ヲ推進シ以テ眼前ノ障碍ヲ破摧シ明朗ナル文化国家ヲ建設セントスル者ナリ。此ノ成年式ノ真ニ(右隣に竟とあり)則リ吾等自身益々研鑽是努メ互ニ切磋琢磨シ家ヲ興シ祖国ヲ再建シ遂ニ世界平和国家ノ確立ニ寄与セン事ヲ誓フ。

右宣誓ス

昭和二十三年五月八日

広島市青年連合会代表

中島青年連合会

藤原昭三

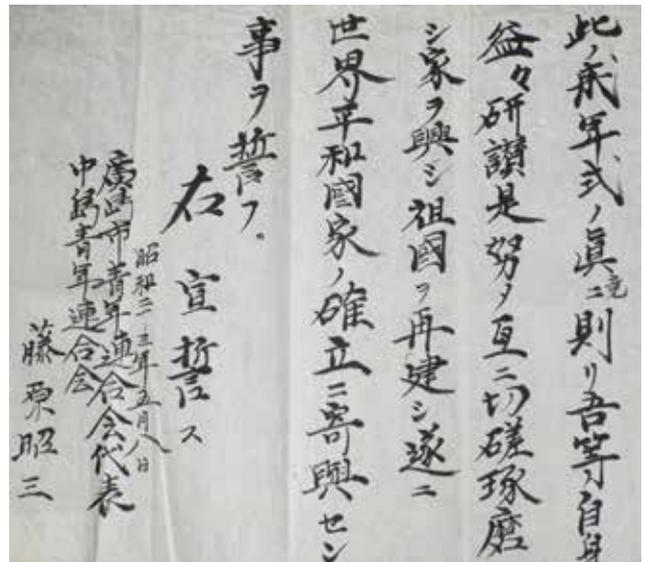


写真7 広島市青年連合会代表「宣誓」の一部(広島市復興青年運動史料 141)

日本全体の民主化と「多数者の福祉」を強調する軍政部長、「郷土」や「本市」など地域の復興を強調する県知事や市長に対し、成年の代表者は、青年運動を推進して眼前の問題を解決すること、各自が研鑽を積み、互いに切磋琢磨することを通して家、国家、世界などの大きな課題に取り組むとして、日ごろの地道な問題解決と学習活動とを強調したのである。

この年には、1月15日を「成人の日」とすることが定められたが(「国民の祝日に関する法律」昭和23年

7 月 20 日公布・施行)、昭和 25 年 1 月 15 日の「成年式」までは広島市と市青連の共催だったことが確認できる(「祝成人の日 成年式・優良成青年表彰式」広島市復興青年運動資料 226)。昭和 25 年のプログラムでは、開会の辞、広島市長・広島市青年連合会長の式辞に続く祝辞は、「中国民事部長」、「広島県知事、広島市議会議長(以下略)」の順になっている。中国民事部は、昭和 24 年 7 月 1 日、中国地方軍政部を改称したものである(『広島県史』現代、広島県、昭和 58 年、p.12)。

市青連が事務局を置いていた広島市の社会教育課は、広島市教育委員会発足にともない教育長の下に置かれ、昭和 26 年からは市教委が成年式を開催するに至った(『広島市教育委員会三十年の歩み』広島市教育委員会、昭和 56 年、p.4)。

この時期までには治安は改善に向かい、配給制度の対象となる品目が縮小するなど経済の統制はしだいに緩和されていった。これにともない、地域青年団が担った地域の治安の回復や、引揚者らの出迎え、配給などの機能の多くは、縮小または解消するか、行政や警察の担うところとなっていく。もっとも市青連の事務局は市教委の社会教育課内に置かれ続け(『中国年鑑』昭和 42 年版、中国新聞社、昭和 41 年、p.309)、成年式についても当面の間は市青連が共催に名を連ねていたことが確認される(例えば、「希望に輝く「成年の日」」『中国新聞』昭和 29 年 1 月 16 日朝刊)。

## おわりに

本稿では広島市復興青年運動史料のうち、夜警・配給、スポーツ、成年式などの事項に関する文書を紹介してきた。これらの事項については、関連文書が複数残されていることから、優先的に紹介したものである。

この時期の市青連や地域青年団の活動の中で重要と考えられる事項であっても、広島市復興青年運動資料に具体的な活動や事務に関する文書があまり残されていない場合はおおむね割愛している。割愛した事項としては、例えば、市青連の活動開始当初にみられた食糧の生産をとともなう食糧対策、昭和 23 年 6 月 28 日の福井震災の被災地への人員派遣、昭和 24、25 年の原爆都市青年交歓会などがある(食糧対策と原爆都市青年交歓会については、『広島新史 歴史編』広島市、昭和 59 年、pp.383-391 を参照)。また、引揚者の受け入れについては、本稿では配給とのかかわりがあることから項を設けたものの、市青連や地域青年団の具体的な活動について判明する文書はあまりない。

地域青年団については、昭和 20 年代前半に行われた複数の団体調査の個票があるほか、規程・規約や市青連側の発来翰などが各簿冊に散見されることから、調査研究の余地が大きいと考えている。

広島市復興青年運動史料を調査研究に利活用いただければ幸いである。